

# 桜井高校育成会細則

(教員の委嘱)

## 第1条

- 1 本会は、桜井高校の教職員の中から校長の推薦のあった者を、試験事業の監督、補講講師に委嘱する。
- 2 委嘱された教職員は、富山県立学校職員服務規程に従い、兼職等の承認願いを提出する。

(事業の報酬)

## 第2条

試験事業の監督、補講講師に対する報酬額は、総会において決定するものとする。

(納税)

## 第3条

試験事業及び補講に従事して得た収入は課税所得とし、所得税法に基づき納税するものとする。

(損害保険)

## 第4条

試験事業及び補講に従事する教職員、並びに参加する生徒は一括して損害保険に加入する。

(校舎の使用)

## 第5条

会場として校舎を使用する場合は、地方自治法の規定に基づき行政財産の使用許可を得るものとし、必要な使用料及び光熱費を支払う。